

改正案	現行
<p>（所掌事務及び権限）</p> <p>第四条 金融再生委員会の所掌事務は、次に掲げる事務とし、その権限の行使は、その所掌事務の範囲内で法律（法律に基づく命令を含む。）に従ってなされなければならない。</p> <p>一～十五</p> <p>十六 有価証券市場の開設の免許及びその免許を受けた者の検査その他の監督に関すること。</p> <p>十七～二十一（略）</p> <p>二十二 金融先物市場の開設の免許及びその免許を受けた者の検査その他の監督に関すること。</p> <p>二十三～三十三（略）</p>	<p>（所掌事務及び権限）</p> <p>第四条 金融再生委員会の所掌事務は、次に掲げる事務とし、その権限の行使は、その所掌事務の範囲内で法律（法律に基づく命令を含む。）に従ってなされなければならない。</p> <p>一～十五</p> <p>十六 証券取引所の設立の免許及び検査その他の監督に関すること。</p> <p>十七～二十一（略）</p> <p>二十二 金融先物取引所の設立の免許及び検査その他の監督に関すること。</p> <p>二十三～三十三（略）</p>